



新時代へ
躍り出そう

Sustainable Land
TOKUSHIMA

徳島県日本語教育の推進に関する基本方針 (案)

目次

第1章 基本方針の概要

- 1 背景及び趣旨 1
- 2 基本方針の位置づけ 1

第2章 徳島県における日本語教育の現況と課題

- 1 本県の在住外国人の現況 2
- 2 本県の日本語教室の状況 4
- 3 本県の課題
 - (1) 全般的な課題 5
 - (2) 生活の場における課題 5
 - (3) 労働の場における課題 5
 - (4) 教育の場における課題 6

第3章 徳島県の日本語教育の方針

- 1 日本語教育の方向性 7
- 2 県の責務と各機関に期待する役割 7
- 3 関係機関等との連携 8

第4章 徳島県の日本語教育の推進に関する施策

- 1 関係機関・団体の協力体制の構築、連携の推進 10
- 2 日本語教育・「やさしい日本語」の情報発信と普及啓発 10
- 3 全ての在住外国人への学習機会の創出 11
- 4 日本語教育に携わる人材の育成 11
- 5 日本語教育に関する調査・分析 12

第5章 評価と見直し

- 1 本県日本語教育の評価と見直し 13

第1章 基本方針の概要

1 背景及び趣旨

本県の在住外国人数は、令和6年末に8,907人¹と過去最高を記録しました。今後も更なる増加が見込まれており、全国的に人口が減少し労働力が不足するなかで、在住外国人は地域社会や経済を支える大きな力となっています。

日本人と在住外国人が信頼関係を築き、在住外国人の自立と、多文化共生社会を実現するためには、生活、労働、教育など、あらゆる活動の基盤となる「日本語能力」の向上が不可欠です。

徳島県の在住外国人が円滑に生活し就労できるよう、日本語を学ぶ機会を拡充し、日本語教育を効果的かつ効率的に進めるため「日本語教育の推進に関する法律」第11条に則り、徳島県における「日本語教育の推進に関する基本方針」を策定するものです。

2 基本方針の位置づけ

本基本方針は、本県の日本語教育の現況や課題を踏まえた上で、本県が取り組むべき日本語教育の方向性を明確にし、県の責務、市町村や関係する機関に期待する役割、課題解決のための施策等を示すことで、県全体における日本語教育の充実・拡充に役立てます。

また、令和3年3月に策定された「ダイバーシティとくしま推進方針」には、徳島県の目指すべき姿として「多様な人材が共生し、交流し、活躍するとくしま」が示されています。在住外国人(日本国籍で外国にルーツを持ち、日本語習得を必要とする方を含む。)の日本語習得は、生活環境や就労環境の改善を実現し、地域社会の一員として日本人とともに活躍できる環境づくりに繋がります。こうした取組を進めることで、徳島県が「ずっと居りたい県」として選ばれる場所になることを目指します。

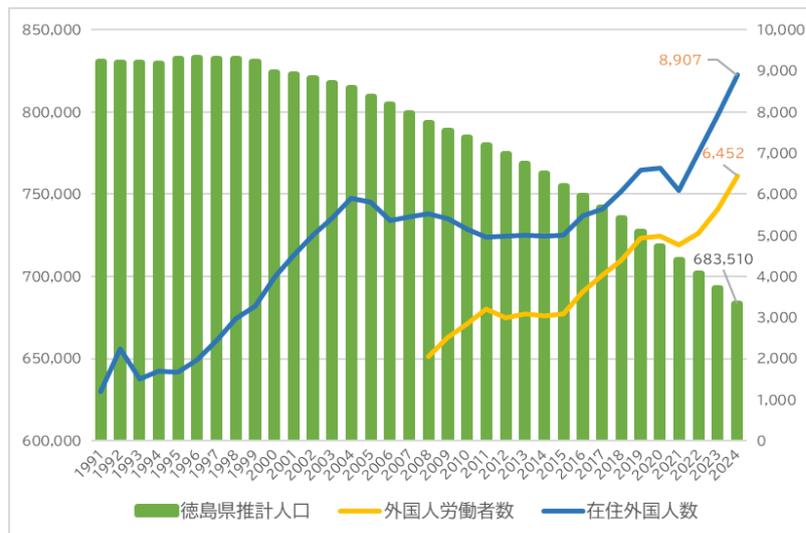
¹ 出入国在留管理庁「在留外国人統計(旧登録外国人統計)統計表《令和6年12月末》」

第2章 徳島県における日本語教育の現況と課題

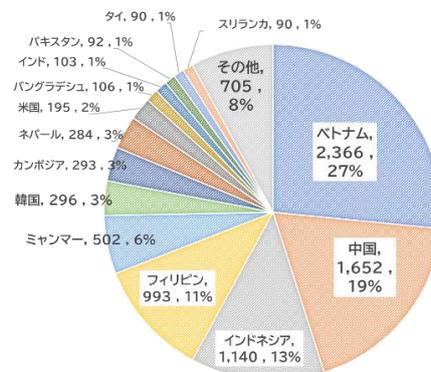
1 本県の在住外国人²の現況

(1) 在住外国人数の推移

徳島県における在住外国人数は増加傾向にあり、令和6年末には8,907人と過去最高を記録しました。同時期の外国人労働者数は6,452人³であり、県内に在住する外国人の約7割が労働に従事しています。



国籍別に見るとベトナム人が最も多く、中国人、インドネシア人、フィリピン人と続き、アジア地域出身者が全体の約9割を占めているほか、近年はミャンマー、カンボジア、ネパールなどの出身者が急増しており、アジア地域の中でも多国籍化が進んでいます。

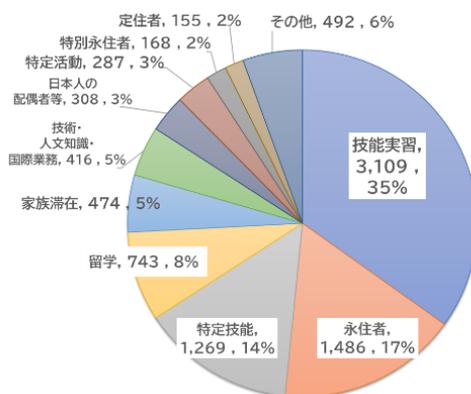


² この章においては、在留資格を持つ外国籍の在住外国人についての状況を示す。

³ 徳島労働局「徳島県における「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和6年10月末時点)」

(2)在留資格別の在住外国人数

在留資格別では「技能実習」が最も多く、次に「永住者」「特定技能」「留学」と続いています⁴。就労のために来県している人だけでなく、長期にわたり在住する方も多く、多岐にわたる様々な背景を持つ外国人が本県で生活しています。



(3)市町村別の在住外国人数

新型コロナウイルスの流行以前であった平成 30(2018)年末と比較すると、現在では県内全ての市町村において在住外国人の割合が増加しています。特に、「技能実習」や「特定技能」といった就労系の在留資格を持つ外国人の割合が増加している一方で、「永住者」など、県内での生活基盤がある人も一定数いることがわかります。

	総数	外国人割合	2018年末比較 増加率	高齢化率	技能実習	特定技能	その他就労	永住者	家族滞在
徳島市	3,094	1.3%	60.4%	32.1%	19.9%	12.1%	11.0%	18.1%	8.0%
鳴門市	671	1.3%	59.0%	36.9%	39.3%	15.9%	7.3%	10.0%	5.1%
小松島市	326	1.0%	31.5%	37.4%	47.9%	17.8%	9.5%	13.5%	3.4%
阿南市	450	0.7%	25.0%	35.2%	31.8%	13.1%	7.6%	24.9%	5.6%
吉野川市	575	1.6%	46.3%	40.6%	37.7%	19.5%	7.5%	20.5%	5.0%
阿波市	601	1.9%	19.5%	40.8%	51.4%	17.6%	7.0%	13.5%	4.2%
美馬市	585	2.3%	47.7%	41.9%	41.4%	13.5%	9.1%	21.4%	3.1%
三好市	310	1.5%	43.5%	49.5%	50.3%	12.9%	11.3%	14.2%	1.0%
勝浦町	39	0.9%	21.9%	47.0%	46.2%	35.9%	5.1%	5.1%	0.0%
上勝町	12	1.0%	100.0%	56.0%	0.0%	0.0%	16.7%	8.3%	0.0%
佐那河内村	15	0.8%	114.3%	49.5%	46.7%	0.0%	13.3%	13.3%	0.0%
石井町	315	1.3%	18.9%	34.5%	59.0%	13.3%	6.0%	15.6%	0.6%
神山町	78	1.9%	44.4%	54.2%	48.7%	9.0%	3.8%	20.5%	0.0%
那賀町	38	0.6%	216.7%	54.3%	42.1%	10.5%	7.9%	15.8%	0.0%
牟岐町	35	1.1%	34.6%	57.2%	14.3%	0.0%	20.0%	17.1%	20.0%
美波町	78	1.4%	23.8%	51.2%	39.7%	30.8%	5.1%	7.7%	0.0%
海陽町	229	3.0%	12.8%	49.1%	50.2%	13.1%	9.2%	10.0%	1.7%
松茂町	235	1.7%	52.6%	29.1%	40.9%	23.4%	14.0%	10.6%	3.4%
北島町	206	0.9%	29.6%	26.6%	23.8%	11.2%	10.7%	18.4%	9.2%
藍住町	402	1.1%	88.7%	27.3%	37.8%	14.2%	14.7%	13.9%	5.2%
板野町	233	1.9%	44.7%	35.2%	60.5%	15.0%	4.7%	9.4%	3.0%
上板町	197	1.8%	61.5%	38.0%	52.3%	13.7%	5.6%	12.2%	4.1%
つるぎ町	43	0.7%	38.7%	50.2%	23.3%	16.3%	4.7%	44.2%	0.0%
東みよし町	140	1.1%	42.9%	39.2%	27.9%	5.7%	8.6%	27.9%	2.9%

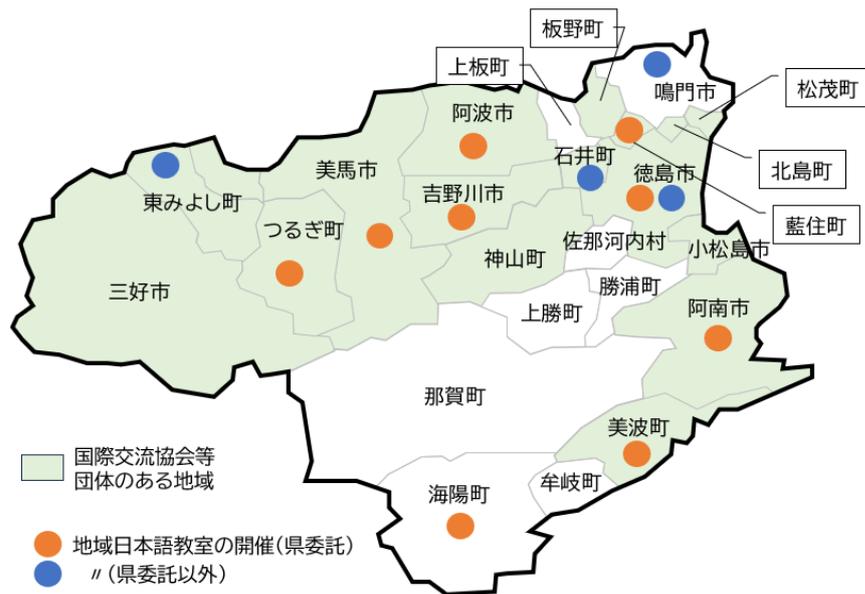
データ出所：出入国在留管理庁《令和6年12月末》、徳島県推計人口・年齢別推計人口(R7.1.1)

⁴ 出入国在留管理庁「在留外国人統計(旧登録外国人統計)統計表《令和6年12月末》」

2 本県の日本語教室の状況

県内では、徳島県国際交流協会や地域の国際交流団体、外国人支援団体などによって、12市町15箇所で開催されています(令和7年8月時点)。

これらの日本語教室は、日本語を学ぶ重要な場所であるだけでなく、日本の文化や社会のルールを学ぶ機会や、指導者を含む参加者間のコミュニケーションの場を提供するなど、大切な役割を担っています。しかし、その多くがボランティアで運営されているという課題もあります。



3 本県の課題

徳島県における日本語教育の現状や課題、ニーズを把握するため、在住外国人や関係機関、外国人を雇用する企業を対象に日本語教育アンケートを実施しました。その結果、次のような課題が明らかになりました。

アンケート実施概要

1. 調査対象者

在住外国人、外国人を雇用する企業、
市町村、地域国際交流団体、地域日本語教室、高等教育機関

2. 調査期間

令和6年11月～令和7年4月上旬

(1) 全般的な課題

アンケート結果全体から見てきた全般的な課題として、在住外国人からは以下の回答が多数寄せられました。

- ・ 学習機会の不足
- ・ 日本語教室の開催場所や日時が分からない
- ・ 日本人との交流や文化体験といった地域社会との関わりが少ない

その他、市町村や地域の国際交流団体、日本語教室からは、次の課題が挙げられました。

- ・ 日本語教育に携わる人材の不足や高齢化
- ・ 日本語教室の経費不足など運営に関する懸念
- ・ 関係機関との連携不足

(2) 生活の場における課題

在住外国人の日本語能力が生活・就労に求められる水準に達していないこと、及び文化や習慣、社会的な背景の違いに対する相互理解の不足は、日本人住民との間に誤解や摩擦を生じさせる可能性があります。その結果、在住外国人が社会的に孤立する可能性があるほか、地域におけるトラブルを引き起こす要因となり得ます。

さらに、必要な日本語能力を身につけていない在住外国人にとっては、日本語で提供される行政サービスや生活に必要な情報へのアクセスが限られるため、情報格差が生じ、地域社会への円滑な参加を困難にする要因にもなります。

アンケートの結果から、既存の日本語教室はあるものの、時間や曜日が合わなかったり、住んでいる地域になかったりと、日本語を学びたい外国人と日本語学習機会のマッチングがうまくいっていない状況が浮き彫りになりました。

(3) 労働の場における課題

就労している外国人の日本語能力は、個人差が非常に大きい状況にあります。アンケートの結果、外国人雇用企業は日本語教育の重要性を理解し、外国人従業員に対して支援をしたいと感じてはいるものの、日本語を教える人材や支援方法などのノウハウがないことが明らかになりました。

また、地域日本語教室の開催状況や、外国人にも理解しやすい「やさしい日本語」に関する情報が多くの雇用主に十分浸透していないため、情報伝達手段の改善が強く望まれます。

日本語によるコミュニケーションは、職場での事故やトラブルを未然に防ぐとともに、日本人従業員との交流を促進することで、仕事へのモチベーション向上に繋がることが期待されます。

さらに、仕事上での日本語能力をそれほど問わない場合でも、外国人従業員は仕事の外では生活者となることから、地域の人々とのコミュニケーションを円滑にするため、従業員に向けた日本語学習についての意識改革を今まで以上に真剣に捉えることが重要です。

(4)教育の場における課題

学校での支援を必要とする外国人児童生徒が増加しており、その支援にあたる人材確保や、児童生徒への個別対応に課題があります。

また、地域社会との接点が少なく、家族や同じ国・地域の出身者によるコミュニティでは母国語でコミュニケーションが可能なことから、日本語学習意欲が低い在住外国人も一定数存在し、その結果、外国人児童生徒の進路選択や高校・大学等への進学支援において、求められる日本語能力が未習得であることが障壁となるケースがあるという意見があります。

さらに、学校からの連絡事項が保護者にうまく伝わらないこともあるため、児童生徒だけでなく保護者に対しても、日本語学習の重要性に関する意識改革が必要と考えられます。

高等教育機関においても学生の多様化が進んでおり、一部の機関においては、効果的な日本語教育を行うことが困難になってきているとの意見がありました。同時に、学生が学業と日本語学習との両立を難しく感じている場合、就職・進学を見据えた上級者向けの講座を開催しても、受講する学生が少なかったり、途中で挫折したりする学生がいることも明らかになりました。

第3章 徳島県の日本語教育の方針

1 日本語教育の方向性

在住外国人にとって、日本語の習得は、トラブルなく生活するとともに、地域住民との交流を深め、双方が地域社会でより活躍するための重要な要素になります。

また、外国人児童・生徒にとっては、学力向上だけでなく、友人関係の構築や学校生活への円滑な適応に加え、進路の選択を広げることにもつながります。

こうした重要性を踏まえ、徳島県は、日本語教育の推進と、地域の風土や文化への理解促進を両輪として、すべての在住外国人が地域社会の一員として安心・安全に暮らすとともに、労働や教育の現場で活躍できる「多文化共生社会」の実現を目指します。

その推進にあたっては、「日本語教育の参照枠⁵」を活用し、それぞれの学習者が、個々のレベルや目的に応じた学習目標を設定できるよう推進します。

2 県の責務と各機関に期待する役割

それぞれの機関が自らの責務と役割を果たし、連携・協力することで、在住外国人に向けた日本語教育の推進を図ります。

(県)

- (1) 日本語教育推進に関する総合的な調整
- (2) 日本語教育に携わる人材の育成と資質向上に向けた研修機会の提供
- (3) 日本語教育に対する助言を担う「地域日本語教育コーディネーター」の配置及び活用
- (4) 優良事例や課題など広域的な情報の収集及び提供
- (5) 地域における日本語教育ニーズの把握とそれに応じた施策の検討及び支援
- (6) 地域社会、事業者、及び関係機関への意識啓発
- (7) 市町村や小中高等学校等に対する日本語指導及び支援体制についての情報提供

⁵ ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)に準拠した、日本語能力を測る国内外の共通基準。「～ができる」という行動記述(Can-do)に基づき、「聞く」「読む」「話す」「書く」4技能の習熟度をA1～C2の6段階で示し、日本語学習・教授・評価のための枠組みとして用いられている。

(市町村)

- (1) 地域の実情に応じた日本語教室の開設及び運営支援
- (2) 在住外国人や外国人を雇用する事業者への日本語学習機会の情報提供
- (3) 在住外国人や事業者に対する防災訓練などのイベントの積極的な情報発信を通じた交流促進
- (4) 窓口や案内広報物等での「やさしい日本語」の使用並びに多言語化

(事業者等)

- (1) 外国人従業員への日本語学習機会の提供又は支援
- (2) 多文化共生に対する理解促進、地域社会との連携、及び交流促進
- (3) コミュニケーションがしやすい「やさしい日本語」の導入

(国際交流団体・外国人支援団体)

- (1) それぞれの地域における日本語教室の開設及び運営
- (2) 日本語教育に携わる人材の募集、育成、及び活動支援
- (3) 在住外国人からの日本語学習や生活に関する相談対応
- (4) 多文化共生社会の実現に向けた啓発及び交流活動の実施

(教育機関)

高等教育機関

- (1) 日本語教員養成課程における質の高い人材育成
- (2) 専門的知見に基づいた県・市町村や関係機関への助言・協力
- (3) 留学生や在住外国人への日本語学習機会の提供並びに地域との交流促進
- (4) 地域における日本語教育に関する研究並びにその成果の共有

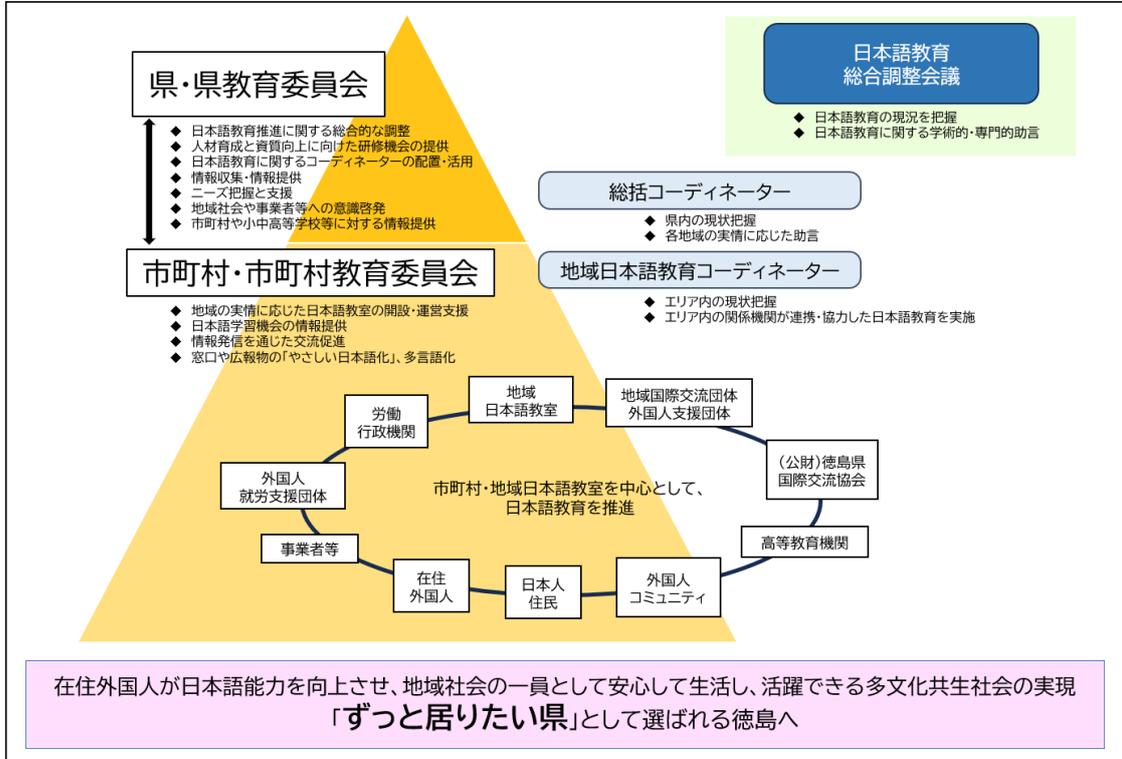
小中高等学校等

- (1) 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への日本語指導及び学習支援
- (2) 外国にルーツを持つ保護者が理解できる情報提供の実施
- (3) 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の推進

3 関係機関等との連携

日本語教育の推進には、県、市町村、事業者、国際交流団体、外国人支援団体、及び教育機関といった、多様で幅広い分野の関係機関との密接な連携が不可欠です。各機関がそれぞれの役割を認識し、情報共有、人材交流、共同事業などを通じて、多角的な視点から一体となって日本語教育を推進します。

<徳島県における日本語教育の目指す姿(イメージ図)>



第4章 徳島県の日本語教育の推進に関する施策

1 関係機関・団体との協力体制の構築、連携の推進

日本語教育を効果的に推進するため、県内の日本語教育関連機関・団体が連携し、一体的な協力体制を構築します。

【取組のイメージ・ポイント】

(1) 日本語教育総合調整会議の開催

県、教育機関、国際交流団体、事業者、及び在住外国人等が参加する会議を定期的に開催し、情報共有と課題解決を促進します。

(2) 地域日本語教育コーディネーターの育成及び配置

日本語教育を円滑に進めるための調整役となる「地域日本語教育コーディネーター」を育成・配置し、課題解決やノウハウの伝授、関係機関間の連携を強化します。

(3) 日本語支援ネットワークの強化

市町村担当者と地域の国際交流団体や外国人支援団体等を繋ぐ機会を創出します。

2 日本語教育・「やさしい日本語」の情報発信と普及啓発

在住外国人が日本語学習の機会にアクセスしやすくするとともに、県民全体の多文化共生への理解を深めます。

【取組のイメージ・ポイント】

(1) 県内の日本語教育関連情報の集約

県内の日本語教室情報、日本語学習教材、相談窓口、イベント情報など、県が集約(ワンストップ化)し、市町村や関係団体に向けて分かりやすく発信します。

(2) 周知方法の強化及び工夫

ホームページや SNS のプッシュ通知などあらゆる媒体や方法を活用し、事業者や関係団体にも情報が届くよう工夫します。また、市町村に対しても、多文化共生担当者や日本語教育担当者だけでなく、住民窓口をはじめとする関係部署等にも情報が届くようにします。

加えて、日本語学習の必要性、効果、支援制度などについて、広報動画を用い、県内の外国人コミュニティや日本語教育に携わる方々などと連携し、分かりやすく発信します。

(3)「やさしい日本語」の普及啓発

県や市町村、事業者、地域住民等に対し、「やさしい日本語」の導入を促す研修会や啓発活動を実施し、在住外国人とのコミュニケーション不足の改善を図ります。

3 全ての在住外国人への学習機会の創出

在住外国人が、それぞれのニーズやレベルに応じた日本語学習機会を得られるよう、多様な学習環境を整備します。

【取組のイメージ・ポイント】

(1)デジタル技術の活用

地理的・時間的な制約がある学習者向けに、日本語オンライン教室を拡充するとともに、多様なデバイスで時間や場所を気にせず学習できるデジタル教材等を充実させます。

(2)ニーズやレベルに応じた日本語学習機会の提供

日常会話や社会生活で使用する日本語、仕事に必要な日本語といった、学習者のニーズに合わせた日本語や、初級・中級などのレベルに合わせた学習機会を提供します。また、「日本語教育の参照枠」に基づいた具体的な学習目標を設定できるよう、その周知と普及を促します。

(3)日本語指導が必要な児童生徒等への支援強化

子どもたちが日本語を楽しく学べる指導方法を習得する研修機会を推進するとともに、学校における日本語指導体制を強化し、学校と家庭の連携を促進します。

さらに、保護者に対しても、日本語学習の重要性について意識の高揚を図ります。

(4)地域との交流を通じた学習機会の提供

日本語によるスピーチコンテストや阿波踊りをはじめとする文化を活かした地域との交流イベントを通じて、日本語や日本文化を学べる機会を提供します。

4 日本語教育に携わる人材の育成

日本語教育を支える人材の確保と育成を支援します。

【取組のイメージ・ポイント】

(1)日本語教育に携わる人材の育成及び支援

日本語教育に携わる人材の募集や、養成講座・スキルアップ講座の実施、活動支援などを強化し、地域における日本語学習機会の充実を図ります。また、携わる方々の情報

交換や交流の場も提供するとともに、「日本語教育の参照枠」に関する周知と普及を促します。

(2)「登録日本語教員」の制度周知と普及啓発

国家資格である「登録日本語教員」の制度について広く周知を図り、県内の日本語教育に関心を持つ人への普及啓発を推進します。

(3)デジタル技術を活用した指導力の向上

最新のデジタル技術を活用することにより、日本語教育に関心のある人の指導力向上を図ります。

(4)教員研修における日本語指導に関する理解の促進

教員に対し、日本語指導が必要な児童生徒への対応や保護者との連携についての研修機会を推進します。

(5)事業者等における外国人材育成担当者への研修支援

事業者が外国人従業員へ日本語教育を行うため、外国人材育成担当者向けの研修を支援します。

5 日本語教育に関する調査及び分析

日本語教育施策の効果的な推進のため、現状と課題を継続的に把握し、課題解決のための具体的な助言や施策に繋がります。

【取組のイメージ・ポイント】

(1)日本語学習実態調査の実施

在住外国人の日本語学習ニーズや、日本語能力に関する実態調査を定期的を実施し、助言や施策に反映させます。

(2)日本語教育提供状況の把握

県内の日本語教室の運営状況、学習者数、日本語教育に携わる方々の数などを継続的に把握し、課題の特定と改善に繋がります。

(3)先進事例・最新技術の調査研究

他の都道府県・海外における日本語教育の先進事例や日本語教育に活用が可能な最新のデジタル技術を調査研究し、徳島県における日本語教育の資質向上に向けた情報を収集し、関係機関・団体に提供します。

第5章 評価と見直し

1 本県日本語教育の評価と見直し

本基本方針は、国の基本方針の変更や日本語教育を取り巻く環境の変化を勘案し、かつ、実際の施策の実施状況やその効果等を定期的に評価しながら、必要に応じて見直しなどを行うものとしします。

徳島県日本語教育の推進に関する基本方針
(案)



徳島県